

第5章

新たな区政の創造

- 51 区政改革の推進 …………… 206
- 52 平和と人権の尊重、
男女共同参画の推進 ……… 213



地域の商店街を活性化するため、店主が講師となって参加者にプロの技術や知識を伝える「まちゼミねりま」

51 区政改革の推進

(1) 区政の改革に向けて

区政改革は、『ビジョン』に掲げた政策を実現するための具体的な仕組みや態勢を、区民の視点から改めて見直すものである。

区政改革の目的は、区民サービスを充実し、向上することにある。基礎的自治体としての役割を果たすためには、公共サービスのあり方を根本から見直し、時代の状況と地域の実態に即した、質の高いものにしなければならない。同時に、厳しい財政状況にあっても、これを継続していく持続可能な仕組みをつくる必要がある。

そのため、将来を見通した観点から施策の質や方向性を検証し、これまでの発想を転換して見直すこと、さらに区政全般において、情報化の推進や区民との協働を進めることが不可欠である。

●区政改革推進会議の設置

区政改革の具体的内容について検討を行うため、27年6月に公募区民や学識経験者などで構成する区政改革推進会議を設置した。29年度は委員長・副委員長・公募区民合わせて6名の改選を行った。4回の会議を開催し、「グランドデザイン構想」、『ビジョン』の重要業績評価指標（KPI）および「アクションプラン」の達成状況の点検・評価等について検討した。

(2) ICT（情報通信技術）などの積極的な活用による利便性の向上

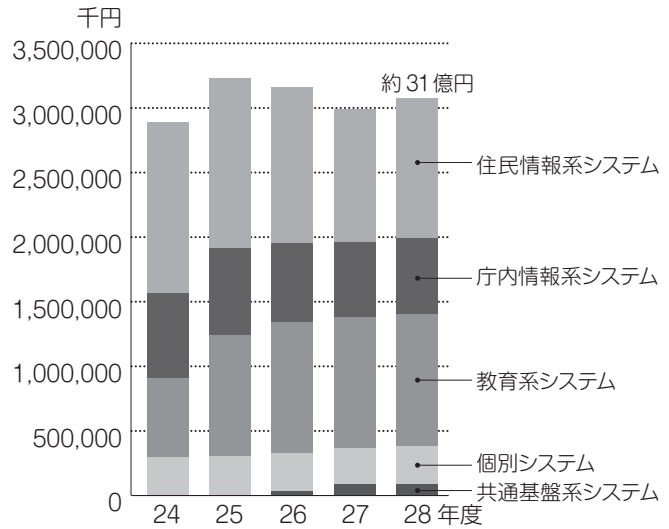
●ICT（情報通信技術）を活用した

区民生活の質の向上と効率的な区政運営の推進

1 情報システムの現状

29年4月現在、各業務を処理し、区民サービスの基礎を支えるインフラとして、215の情報システムを運用している。近年の運用経費の推移はつぎのグラフのとおりである。

〔システムの運用経費の推移〕



注：各システムの導入経費は除外

2 情報化の推進

区は、ICTを活用した情報化を推進するため、28年10月に「練馬区情報化基本計画（平成28年度～31年度）」を策定した。計画では、つぎの(1)から(3)までの3つの目標と31の具体的な項目を掲げ、実現に向けた取組を進めている。

(1) ICTやマイナンバー制度を活用したきめ細かな区民サービスの実現

29年11月から、働く世代（20～50歳代）の健康づくりを支援する取組として、歩数記録機能やお知らせ機能などを備えた、スマートフォンアプリ「ねりまちてくてくサプリ」の配信を開始した。

29年12月から、区役所アトリウムなど区内4か所で、誰もが無料でインターネットを利用できる公衆無線LAN「Nerima Free Wi-Fi」の運用を開始した。

マイナンバー制度では、29年11月から、行政手続に必要な情報を、地方公共団体などの間でネットワークを通じてやりとりする「情報連携」が本格運用を開始し、マイナンバーを記載する社会保障・税分野の申請手続で、添付書類の一部が省略できるようになった。また同時に、国の「ぴったりサービス」を利用し、児童手当の手続の一部で電子申請サービスを開始した。

(2) 情報化による区民の安全・安心を支える体制の強化

サイバー攻撃をはじめとする情報セキュリティ

の脅威が増大する中、より一層のセキュリティ対策の強化が求められている。

29年度には、サイバー攻撃等によるセキュリティ事故が発生した際に、被害拡大の防止や復旧等を迅速・的確に行うための緊急即応体制として「練馬区CSIRT^{シーサート}」を設置した。さらに、セキュリティ事故が発生した場合を想定した訓練の実施など、セキュリティ対応能力の強化に取り組んだ。

システム面では、区とインターネット間の通信を都が運営する「都区市町村情報セキュリティクラウド」を経由させることで、セキュリティ監視機能の高度化による対策強化を行った。

30年1月には、「練馬区情報システム運用継続計画（ICT-BCP）」に基づく訓練を実施し、発災時における重要システムの被害状況調査、復旧手順の確認など、実効性の検証を行った。また、内部事務用ネットワークの主要な通信機器を非常用電源へ接続し、耐災害性の強化を図った。

(3) 情報システムの効率化・高度化のさらなる推進

情報システムの経費削減、事業継続性の確保やデータの安全性の向上、システム運用管理業務の効率化などを図るため、クラウド（※1）化を推進している。

現在、住民基本台帳などの基幹業務を行う住民情報システムは、自治体専用のクラウドサービスを利用し、運用している。

その他の情報システムについても、更新時期にあわせて、区のプライベートクラウド（※2）である「練馬区共通基盤」へ順次集約している。30年3月時点で、42の業務システムが共通基盤上で稼働している。

引き続き、共通基盤やクラウドサービスの活用により、情報システムの効率化、高度化を推進していく。

※1クラウド：

専用回線やインターネットを経由して、外部のデータセンターに設置された情報システムを利用する形態の総称

※2プライベートクラウド：

地方公共団体や企業等が自ら構築した、自組織専用のクラウド環境

(3) 開かれた区政に向けた情報発信の充実と区民要望への迅速な対応

●主な広報出版物

1 ねりま区報

毎月3回（1・11・21日）、各回約22万部を発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、

区内および隣接の駅、区内の金融機関などで配布している。新聞未購読で、配布場所での入手が困難な希望者には個別配布も行っている。

また、「点字広報」とカセットテープ・デージー版CDによる「声の広報」を区報とほぼ同じ内容で発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

2 ねりま区議会だより

区議会定例会の内容を中心に、年4回、各回約23万部を発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関などで配布している。また、希望者には郵送も行っている。「ねりま区議会だより点字版」、カセットテープ・デージー版CDによる「声のねりま区議会だより」を発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

3 練馬区勢概要

区政のあらましをまとめ、年1回発行している。29年度は、28年度の区政の動きを中心に編集し、9月に発行した。

4 わたしの便利帳

区の手続や担当窓口・施設の利用方法など、必要な情報を探し出すことができるよう編集して、4年毎に全面改訂を行っている。

27年度に全面改訂を行い、29年度は転入者および希望者向けに更新版を発行した。

また、希望する視覚障害者に音声版（カセットテープ・デージー版CD）を配布している。

5 練馬区くらしガイド

外国人住民に区の手続や担当窓口などの情報を提供するため、28年3月に3か国語（英語・中国語・韓国語）と日本語の文章を1冊に集約し累計10,000部発行した。また、29年度末に更新表（英語・中国語・韓国語）を作成し、合わせて配布している。

6 外国人向け広報紙

年4回（1・4・7・10月）、各回英語版3,500部、中国語版3,500部を発行している。区立施設、区内および隣接の駅、区内の郵便局などで配布している。

●その他の広報活動

1 報道機関への情報提供（プレスリリース）

区の施策や催しなど各種情報を、報道機関（新聞、テレビ、ラジオなど）に提供している。29年度は、主要日刊紙と地元報道機関へ292件の情報を提供し、主要日刊紙およびテレビには184件（延べ313件）の掲載・放映があった。

2 練馬区ホームページ

区政の最新情報や区での手続に関する情報、区の種類事務事業、イベント・観光情報、区の自然や歴史などの情報を紹介している。

23年9月から英語・中国語・韓国語への自動翻訳を開始し、25年7月からはスマートフォンに対応した運用を始めた。

29年度のアクセス件数は185,768,092件、訪問者数は延べ10,972,831人であった。

3 ねりま情報メール

22年7月から「ねりメール」を開始し、25年6月からは「防災気象情報」「安全・安心情報」「区政情報」「緊急情報」を内容とする「ねりま情報メール」の配信を開始した。登録者数は、29年度末現在で30,090人である。

4 ソーシャルメディアの活用

以下のソーシャルメディアを活用し、区政情報や区の魅力を発信している。

- ・練馬区公式ツイッター（23年3月開始。区政情報全般の発信は、25年8月開始）
- ・動画共有サイト「ユーチューブ」（25年4月開始）
- ・練馬区公式フェイスブック（25年10月開始）

5 練馬区情報番組「ねりまほっとライン」

19年5月からケーブルテレビJ:COM東京で、区の事業やできごとなどを毎日3回放送している。

区ホームページおよび動画共有サイト「ユーチューブ」で動画配信しているほか、区立図書館、区民情報ひろばでのDVDの貸出しや、区長室広聴広報課での複写サービスを行っている。

6 庁内等モニター広告事業

26年4月から区役所本庁舎および全ての区民事務所にディスプレイを設置し、区政情報および練馬区情報番組ねりまほっとライン、ねり丸アニメ等を放映している。

●区民情報ひろばの運営

区民情報ひろばは、情報公開制度に基づく情報公開の総合的な推進を担っている。区政資料等の閲覧・貸出し・配布、有償刊行物の販売、公文書公開請求および自己情報開示等請求の受付を行っている。

【区民情報ひろば利用状況】

29年度

項目	件数等
区民情報ひろば利用者数	13,837人
インターネット利用者数	381人
区政資料等所蔵点数（貸出数）	2,736点（57件）
有償刊行物取扱点数（販売数）	119点（646件）

【区民情報ひろばで販売している主な有償刊行物】

(単位：円) 30年3月現在

刊行物の名称	価格
ねりま区報縮刷版（平成29年版）	1,200
平和への架け橋 上巻	1,000
平和への架け橋 下巻	1,000
練馬区統計書（平成29年版）	900
練馬区勢概要（平成29年版）	1,700
練馬区独立70周年記念誌 くるりとねりま	1,700
ねりま60	2,500
練馬50年の移り変わり	2,500
練馬区小史	1,100
練馬区史 歴史編	8,300
練馬区史 現勢編	9,800
練馬区史 現勢資料編	6,400
練馬の伝統野菜 練馬大根	900
練馬発わかわかかむかむ元気ごはん	300

●区政資料管理体制の整備

刊行物、写真資料等を含む公文書のうち、歴史的資料として重要なものを、体系的に収集・管理し、利活用を図るため、21年11月に「練馬区区政資料管理整備計画」を策定した。

現在は、歴史的資料の管理および利活用体制の充実を図るために運用面の整備を進めている。

●情報公開と個人情報保護

区民参加を促進し、公正で開かれた区政を実現するため、情報公開制度を設けている。「知る権利」の具体化の一つとして区民等に公文書公開請求権を保障するとともに、情報の公表や提供を積極的に行っている。

個人情報の保護については、総合的、体系的な保護を図るため、「練馬区個人情報保護条例」を整備し、適正な執行に努めている。また、個人情報に係る区民等の基本的人権の擁護を目的に、自己情報の開示等請求権を保障している。

1 公文書の公開請求と処理状況

29年度における公文書の公開請求と処理状況はつぎの表のとおりである。

【公文書の公開請求件数と処理状況【全654件】】

(単位：件) 29年度

区分	全部公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	取下げ
件数	236	353	1	10	0	54

請求件数（「不存在」と「取下げ」を除く）に占める「全部公開」と「部分公開」の割合は、99.8%であった。また、

29年度は、1件の審査請求があった。

〔公開請求に対する非公開の理由別件数〕

(単位：件) 29年度

非公開とした理由（部分公開を含む）	件数
個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの	177
法人等に関する情報で、法人等の正当な利益を害するもの	134
公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるもの	1
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの恐れがあるもの	6
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの	101
法令等の規定によって公開できないもの	0
他の制度との調整が必要なもの	0

注：同一公文書に複数の理由が含まれている場合あり

2 自己情報の開示等請求と処理状況

29年度における自己情報の開示等請求と処理状況は以下の表のとおりである。

〔開示請求等の処理状況【全135件】〕 (単位：件) 29年度

区分	全部開示	部分開示	非開示	不存在	存否 応答 拒否	取下げ
件数	92	34	0	8	0	1

区分	応じる		応じられない	取下げ
	全部	一部		
訂正請求	0	0	0	0
目的外利用中止請求	0	0	0	0
外部提供中止請求	0	0	0	0

3 練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会

情報公開制度および個人情報保護制度の適正な運用を図るため、区長の附属機関として練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を設置している。審議会は、区長の諮問に応じて審議を行い、答申を出している。また、制度運営の重要な事項について区長に意見を述べている。

審議会は、区民、学識経験者、区議会議員から組織されている（任期2年）。29年度は2回開催した。

4 練馬区情報公開および個人情報保護審査会

区の行った公文書の非公開決定や自己情報の非開示決定等の処分に対する請求者からの審査請求を審査するため、区長の附属機関として練馬区情報公開および個人情報保護審査会を設置している。

審査会は、優れた識見を有する者のうちから区長が

委嘱した委員5人で組織されている（任期2年）。29年度は9回開催した。

●主な広聴活動

1 意見要望等の受付

文書等で寄せられた意見・要望等を区長室広聴広報課で一括して受け付け、各担当主管部との連携により速やかな解決に努めている。29年度の受付件数は以下のとおりであった。

〔受付件数〕 (単位：件) 29年度

区分		件数
個別広聴（※1）	区長への手紙	158
	一般郵便	11
	電話・来訪等	116
	電子メール	454
モニターの声		89
合計		828
団体陳情（※2）		9

※1：個人が行う要望・苦情等

※2：団体等が文書で行う陳情・要望等

2 区政モニター

区政への意見・要望等を継続的に聴くことにより、区民の意向を把握し、区政に反映させるため、区民に区政モニターを委嘱している。第23期区政モニター（任期は29～30年度の2年間）は公募により100人、無作為抽出によって100人を選出した。29年度は、アンケートを2回実施した。

3 ねりまちレポーター

区民の気づきをまちの維持管理に活かしていくため、28年10月から、「ねりまちレポーター」制度を開始した。これは、道路の穴、公園遊具の破損、粗大ごみの不法投棄等、まちの不具合に気付いた区民が、スマートフォンの専用アプリを使って区に投稿し、投稿を受けた区が対応結果をレポーターにメールで報告する仕組みである。投稿内容や区の対応は、専用ホームページで公開しており、区と区民、および区民同士の情報の共有化を図っている。

また、ごみ拾い、落ち葉清掃など、区民自身による「まちをよくする行動」を投稿する機能もあり、区民との協働によって、よりよいまちづくりを目指していく。

29年度末現在のレポーター数は1,183人で、29年度の投稿数は、まちの不具合に関する投稿が444件、「まちをよくする行動」に関する投稿は32件であった。

4 区長との対話集会

(1) 区長とともに練馬の未来を語る会

区民と区長が区政の課題を直接話し合い、今後

の区政運営に活かしていくため、26年度から開催している。29年度は、町会連合会支部会との意見交換を13回、まちの活性化に取り組む地域活動団体等との意見交換を5回、地区区民館運営委員会との意見交換を4回実施し、計266人が参加した。

(2) ねりまビッグバン

まちを元気にするアイデアを区民が持ち寄り、区民同士でアイデアを具現化する取組を支援している。29年度は、光が丘地域で「ワークショップ・私らしくハタラク」、谷原地域で「地域活動見本市」が開催された。

5 区民意識意向調査

区民の意識や意向を統計的に把握し、区政運営の基礎資料としている。対象者数は3,000人である。

29年度の調査テーマは、「区の施策および評価について」「区民参加と協働について」「グランドデザイン構想（区の将来像）について」であった。

6 土・日・休日区政案内

14年度から「なんでも相談窓口」（18年度から「土・日・休日区政案内」に名称変更）を開設している。電話や窓口で、区民から区政に関する意見・要望等を受け、必要な場合には関係機関、専門相談等への案内を行っている。

開設時間は、土・日曜日および休日の午前9時から午後5時まで（予約不要）で、29年度の総受付件数は4,409件であった。

7 広聴専門員

区民からの区政への苦情等に関する区の対応について、公正中立な立場から調査・検討し、区に意見を述べる広聴専門員（1人、弁護士）を19年度から設置している。

●区民相談

練馬区区民相談所および石神井庁舎区民相談室では各種の区民相談を行っている。

〔区民相談件数〕

（単位：件） 29年度

相談名	件数
一般区民相談	16,257
法律相談	3,371
交通事故相談	143
身の上相談	354
税務相談	463
不動産取引事前相談	152
人権擁護相談	7
行政相談	92
表示登記（調査・測量）相談	43
暮らしと事業の手続	40
権利登記・供託相談	100
心の相談	357

注：法律相談の件数は、男女共同参画センターえーるでの実施分を含む。

(4) 行政需要に柔軟に対応するための人材育成・体制整備

●職員の人材育成

1 人事・人材育成改革プランに基づく人材育成の推進

人事や組織を一体的に改革し、職員の仕事への姿勢を変えるため、29年12月に「練馬区人事・人材育成改革プラン」を策定した。

このプランに基づき、職員が能力を最大限発揮するため、信賞必罰の組織運営に取り組むとともに、OJTを基本とした職員の育成や、組織体制の強化のための取組を実施している。

2 職員の能力開発

23区が共同で設置した特別区職員研修所での多種多様な研修や、近隣の区等と連携・補完しあうことで職員の能力開発を進めている。また、専門分野については、国・都・民間研修機関等に職員を派遣している。

区で実施する研修は以下の6つに大別できる。

(1) 職層研修

① 新任研修（採用年次）

区職員として必要な知識の修得

② 現任研修（採用2～4年目）

上位職層へのステップアップに必要な能力の強化

③ 主任主事研修（主任主事選考合格者）

係のリーダーとしての意識向上

④ 係長研修（係長昇任選考合格者）

監督者としての職責の自覚と職員育成についての意識向上

⑤ 管理職研修（管理職昇任選考合格者）

管理職として必要なリーダーシップ等のスキルの早期修得

上記の他に、全職員を対象にコンプライアンス eラーニング研修を実施している。

(2) 実務研修

日常業務の処理に要する知識や技能を修得するために、「行政法研修」「文書実務研修」等を実施している。また、17年度末から、職員全員を対象にAED（自動体外式除細動器）の使用方法を含んだ「普通救命講習」を実施している。

(3) 特別研修

職務のみでは習得できない知識等を修得し、個別の課題に対応した能力を向上させるために、「CS・接遇向上研修」、「プレゼンテーション研修」等、ワークショップ研修として民間企業との交流の研修等を実施している。

(4) 能力開発支援

各職場や職員の能力開発意欲を促し、自発的な取組を支援するため「派遣研修」、「職場研修」および「担当課企画研修」を実施している。

(5) 外部機関への派遣研修

職員の専門知識や政策形成能力、行政運営能力を養成するため、政策研究大学院大学および民間企業へ職員を派遣している。

(6) その他

インターンシップ生を武蔵大学等から受け入れて就業体験を実施している。学生への教育等を通じ、職員の能力開発および職場の活性化につなげている。

〔研修受講者数〕 (単位：人) 29年度

研修機関	受講者
練馬区職員研修所	
職層研修	1,615
実務研修	670
特別研修	855
能力開発支援	3,287
特別区職員研修所	829
第四ブロック研修会	48
計	7,304

3 職員の意識改革

職員が自ら課題を発見し、区民とともに考え行動することができるよう育成するため、地域の現場などで学ぶ機会の充実に取り組んでいる。

また、民間事業者の視点を活用した「職場経営コンサルティング事業」にモデル職場で取り組んだ。

そのほか、区職員を対象に、モチベーションの向上や健康に働き続けられることなどを目的に、意識啓発のツールとして、「やる気応援スイッチ」を毎月発行している。

4 職場環境の向上

健康診断やメンタルヘルス対策などの健康管理、過重労働対策および安全衛生委員会の活動等を行い、職場環境の向上を推進している。

また、「次世代育成支援対策推進法」および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「練馬区職員ワーク・ライフ・バランス推進計画」を策定し、職員の仕事と子育て・介護等の両立支援や、女性職員の活躍の推進に努めている。

●職員報の発行

区職員を対象として、区政情報の共有と職員間のコミュニケーションを活性化させるため、年4回Web版を発行している。

●施設の適切な管理・活用

1 区立施設等の総合的な維持管理・更新

これまで、人口の増加や区民ニーズに対応して施設建設を進めてきたが、これらの施設の老朽化が進み、今後、大規模改修や改築が集中する時期を迎える。

27年12月に公表した区政の改革に向けた資料では、今後30年間の改修・改築費用を約6,450億円と試算し、施設を現状のまま維持するのは困難であることを明らかにした。

少子高齢化など社会経済情勢の変化を見据え、限られた財源の中で、区民ニーズに合わせた機能の見直し、効果的・効率的な維持保全と更新、施設の長寿命化などが求められている。

これらの課題に総合的に対応するため、区の特性を踏まえた「練馬区公共施設等総合管理計画」を29年3月に策定し、施設の適正配置や複合化、長寿命化、維持管理の効率化等についての基本方針を明らかにした。30年3月には、計画に示した方針を具体的に進めるため、実施計画を策定した。

また、区立施設の床面積の約半分を占める学校施設について、個別計画として「練馬区学校施設管理基本計画」を29年3月に策定し、具体的な学校施設の管理に関する方針を定めた。現在、この方針を踏まえ、改築対象校や改築の時期・方法等を示す「(仮称)練馬区学校施設管理実施計画」の策定に向けた検討を行っている。

2 指定管理者制度

指定管理者制度は、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず民間事業者も、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度である。15年6月の「地方自治法」の一部改正によって導入された。

区では、29年3月に「練馬区公共施設等総合管理計

画」、30年3月に「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕」を策定した。区立施設の運営は、施設の特性に応じて、「業務委託」、「指定管理者制度」、「民営化」、「直営」から最適な手法を選択することとしており、30年4月1日現在、195施設で指定管理者制度を適用している。

(5) 基礎的な住民サービスを効率的に提供する

●区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化

25年6月に「区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化に関する基本計画」を策定し、26年7月から6区民事務所と11出張所の体制とした。

区民事務所では、練馬区民事務所を毎週土曜日の午前9時から午後5時まで開庁し、窓口受付時間の拡大を図った。出張所では、住民票等の証明書発行や税金等の収納事務を取りやめた。

一方、証明書発行を郵便局窓口に委託するなど、地域の事務サービスの水準を維持しながら、事務の効率化を進めた。

29年1月に「出張所跡施設活用計画」を策定し、全ての出張所を29年3月末で廃止した。廃止後の出張所スペースは、区民の自主的な地域活動の拠点とすることとした。

●タブレット端末を使用した通訳サービス

外国人住民が円滑に住民登録等の手続を行えるよう、28年6月から練馬区民事務所の窓口にタブレット端末のテレビ電話機能を利用した通訳サービスを導入した。対応言語は英語・中国語・韓国語・ベトナム語の4か国語である。

●マイナンバーカードの交付

マイナンバー制度の施行に伴い、申請に基づくマイナンバーカード（個人番号カード）の交付を28年2月から開始した。29年度末現在で、117,089枚交付した。

●コンビニ交付サービスの実施

マイナンバー制度の施行に伴い、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機で各種証明書を取得できるサービス（コンビニ交付）を28年4月から開始した。

また、区民事務所に同様の機器（証明書発行機）を29年8月1日から設置した。

〔コンビニ交付で交付する証明書〕

29年度末現在

交付する証明書	交付手数料
住民票の写し	1通 200円
印鑑登録証明書	1通 200円
住民税の証明書	1通 200円
戸籍全部（個人）事項証明書	1通 350円

〔コンビニ交付による証明書の交付状況〕

(単位：枚)

年度	住民票の写し	印鑑登録証明書	住民税の証明書	戸籍全部(個人)事項証明書
28	10,832	7,178	2,069	1,089
29	27,006	20,979	6,004	3,217

〔証明書発行機による証明書の交付状況〕

(単位：枚)

年度	住民票の写し	印鑑登録証明書	住民税の証明書	戸籍全部(個人)事項証明書
29	5,497	4,580	1,328	1,024

注：29年8月からの交付状況

●自動交付機による証明書発行サービス

自動交付機は、区民事務所等に設置し、住民票の写し、印鑑登録証明書および住民税の証明書の発行を行っていたが、コンビニ交付を開始したことに伴い29年6月で取扱いを終了した。

〔自動交付機による証明書の交付状況〕

(単位：枚)

年度	住民票の写し	印鑑登録証明書	住民税の証明書
27	174,112	156,559	27,364
28	140,310	139,935	26,687
29	28,115	29,002	8,703

注：①自動交付機交付枚数は、自動交付機の点検時等に、代替措置として窓口で発行したものを含む
②29年度は4月から6月までの交付状況

●住居表示

区内の住居表示の実施は、2年1月に完了した。その後は、大規模な再開発に伴う街区の変更や、新築・建替え等に伴う住居番号の付定、住居表示板類の設置・管理等を行っている。

29年度の住所付定件数は2,593件であった。